

## 制服に着替える時間は労働時間ではないのか？

制服の着用は義務づけているものの、更衣場所・時間帯・方法について使用者の拘束下  
にないことから

**使用者の指揮命令下にあるといえず、  
労働時間ではないと考えている**

新幹線地本が申し入れた職場改善諸要求について、10月5日、運輸所職場に関する業務委員会が開催されました。業務・安全関係、勤務関係、職場環境等55項目の申し入れに対する会社回答は、その殆どが駅関係同様まったく誠意のない内容に終始しました。

特に本部・本社間の交渉でも追及された「制服の着替え時間」に関しては、「更衣時間については使用者の指揮命令下にあるか否かといった個別具体的な状況に踏まえて判断されるものと考えており、当社では制服の着用は義務づけているものの、更衣場所・更衣する時間帯・更衣方法について使用者の拘束下でないことから、使用者の指揮命令下にあるといえず、労働時間ではないと考えている。」とする、歯切れの悪い回答でした。

JR東日本は、最高裁第一小法廷で2000年3月に出された三菱重工業長崎造船所事件判決（更衣時間の扱いについて「労働時間に該当するか否かは、労働者の更衣が使用者の指揮命令下におかれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まる」との判断）を受けて、この内容に沿って取り扱うことが好ましいと判断し、法を遵守する企業として、出退勤時の各更衣時間を労働時間に参入しました。また、厚生労働省は今年1月、事業者向けに作成した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を出し、その中で「業務に必要な準備行為（着用を義務づけられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間は労働時間に当たる」と明示しています。

このような誠意のない、非常識な回答に終始する会社の姿勢を許さず、職場の問題の改善に向けた闘いを、今後も粘り強く展開していきます！